

陸域環境基準専門委員会の設置について

1. 経緯

- ・ 平成 13 年 9 月 25 日
 - 中央環境審議会に「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（諮問）」の諮問

- ・ 平成 14 年 5 月、平成 15 年 2 月
 - 中央環境審議会から「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（答申）」二回にわたり答申
 - 平成 14 年は 6 水域、平成 15 年は 18 水域の水域類型の見直しに関する答申
 - 平成 15 年の答申に際しての専門委員会報告では、以下の水域が課題
 - 利根川水系（渡良瀬川） 渡良瀬遊水池（谷中湖）
 - 相模川水系（相模川） 相模ダム貯水池（相模湖）
 - 相模川水系（相模川） 城山ダム貯水池（津久井湖）
 - 吉野川水系（吉野川） 大橋ダム貯水池
 - 吉野川水系（吉野川） 長沢ダム貯水池

2. 当面の検討方針（案）について

- ・ 新たに設置する陸域環境基準専門委員会において、国が類型の指定を行うこととされている水域のうち、表 1 に掲げる平成 15 年の答申時に課題とされた水域等について、類型の見直しの検討を行うこととする。
- ・ 表 1 の検討対象水域は、2 回程度に分けて報告書を取りまとめることを想定。

表1 当面の検討対象水域（案）

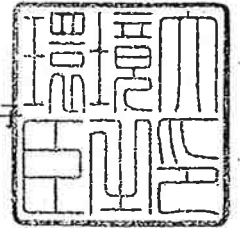
河川類型 見直し	江戸川下流（2） 渡良瀬川（2） 荒川中流 相模川下流 天竜川（5） 猪名川上流 筑後川（3）	C（Bを7年間達成） B（Aを6年間達成） B（Aを9年間達成） C（Bを11年間達成） A（AAを12年間達成） B（Aを9年間達成） B（Aを8年間達成） H17未達成
湖沼類型 見直し	相模ダム貯水池 城山ダム貯水池 渡良瀬遊水地（谷中湖） 長沢ダム貯水池 大橋ダム貯水池 須田貝ダム貯水池 味噌川ダム貯水池	いずれも現状は湖沼当てはめとはなっていない
暫定目標 の見直し	深山ダム貯水池 川治ダム貯水池 土師ダム貯水池 弥栄ダム貯水池	AA : 暫定 TP0.011mg/L (H17 平均 0.005mg/L) AA : 暫定 COD2.0mg/L (H17(75%値)2.2mg/L ×) TN0.32mg/L (H17 平均 0.40mg/L ×) TP0.021mg/L (H17 平均 0.006mg/L) A : 暫定 TN0.43mg/L (H17 平均 0.61mg/L ×) TP0.020mg/L (H17 平均 0.020mg/L) AA : 暫定 COD2.6mg/L (H17(75%値)2.2mg/L) TN0.32mg/L (H17 平均 0.40mg/L ×) TP0.010mg/L (H17 平均 0.006mg/L) 目標年度：いずれも H18 基準達成、×基準非達成、 基準非達成・暫定達成



諮問 第 17号
環水企 第169号
平成13年 9月 25日

中央環境審議会会長
森 嶋 昭 夫 殿

環 境 大 臣
川 口 順



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型の指定の見直しについて（諮問）

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)別表2(生活環境の保全に関する環境基準)の1に係る水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」に基づき、各公共用水域につき、利用目的等に応じ、環境大臣又は都道府県知事が水域類型の指定を行うこととされており、昭和45年度から多くの水域について指定が行われた。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされており、平成9年5月14日に貴審議会に諮問し、これまで答申のあった中川下流等6河川水域及び小河内ダム貯水池等6湖沼水域について水域類型を見直したところである。

政府が水域類型の指定を行うこととされている水域については、これらの水域以外にも水質や利水目的の変化等が認められる水域が存在することから、必要な水域について引き続き水域類型の見直しを行っていく必要がある。

そこで、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第28号
平成13年9月26日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森 篤 昭 夫



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の
指定の見直しについて（付議）

平成13年9月25日付け環水企第169号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。